

証券税制が

こんなに **簡素** **有利** になりました

■ 主なポイント ■

株式の売買益については、「特定口座（源泉徴収選択口座）」の利用で税務署に申告しなくてもよくなり、預貯金並みの手軽さで株式投資を行うことができます。

株式売買益

税率 **10%**

(平成 15 年 1 月 1 日～平成 19 年 12 月 31 日)

年間損益を通算して 10% と大幅に軽減されます。売買損は、確定申告により、3 年間の繰越が可能です。

株式配当金

税率 **10%**

(平成 15 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日)

配当金額にかかわらず、一律 10% の源泉徴収のみで済ませることができます。

株式投資信託

税率 **10%**

(平成 16 年 1 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日)

平成 16 年分から、解約（償還）損は、確定申告により、株式売買益との通算が可能となります。

◆いわゆるタンス株（お手元に保管している株式）も特定口座のご利用が可能となります。（平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 12 月 31 日まで）

このパンフレットの内容は一般的な説明であり、実際の取引や課税の詳細については、証券会社もしくは税務署でご確認ください。

株式の売買益について

1. 上場株式等の売買益に対する税率の軽減

証券会社を通じた上場株式等の売買益（年間の売買損益を通算した後の利益）に対する税率は、平成 15 年 1 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日までの間は 10%（所得税 7%、住民税 3%）と、従来に比べ大幅に軽減されます（平成 20 年 1 月 1 日以降は 20%（所得税 15%、住民税 5%）となります）。

○非上場株式（グリーンシート銘柄を含む）の売買益や上場株式等の相対取引による売買益に対する税率は 26%（所得税 20%、住民税 6%）となります。

- ◆上場株式等の税率 基本 20%
- ◆損失の繰越控除（翌年以後 3 年間）

平 15. 1 ~ 平 19. 12

上場株式等の税率

10%（所得税 7%、住民税 3%）

- 優遇税率(10%)の適用は、平成 15 年 1 月 1 日以降に売却(約定又は受渡し)されるものから適用されます。
- 平成 15 年 1 月から、源泉分離課税が廃止され、申告分離課税に一本化されました。
- 長期保有上場株式等の売買益に対する 100 万円特別控除は廃止されました。

Memo 上場株式等の範囲

- ◆取引所上場株式（取引所外国部株式を含む）
- ◆上場新株予約権証券
- ◆上場新株予約権付社債
（商法改正前の上場転換社債を含む）
- ◆上場外国投資口（カントリーファンド）
- ◆店頭上場株式
- ◆店頭管理銘柄株式
- ◆店頭上場転換社債型新株予約権付社債
- ◆日銀出資証券
- ◆上場優先出資証券
- ◆上場株式投資信託の受益証券（ETF）
- ◆上場株式等の単元未満株、同端株
- ◆上場不動産投資法人の投資口（J-REIT）
- ◆外国市場（米国 Nasdaq 市場を含む）で売買されている株式（ADR や会社型投資信託を含む）、新株予約権付社債 等



2. 特定口座の仕組み

「特定口座」とは、投資家がこの口座を通じて行われた上場株式等の売買について、証券会社
がその損益計算を行うものです。

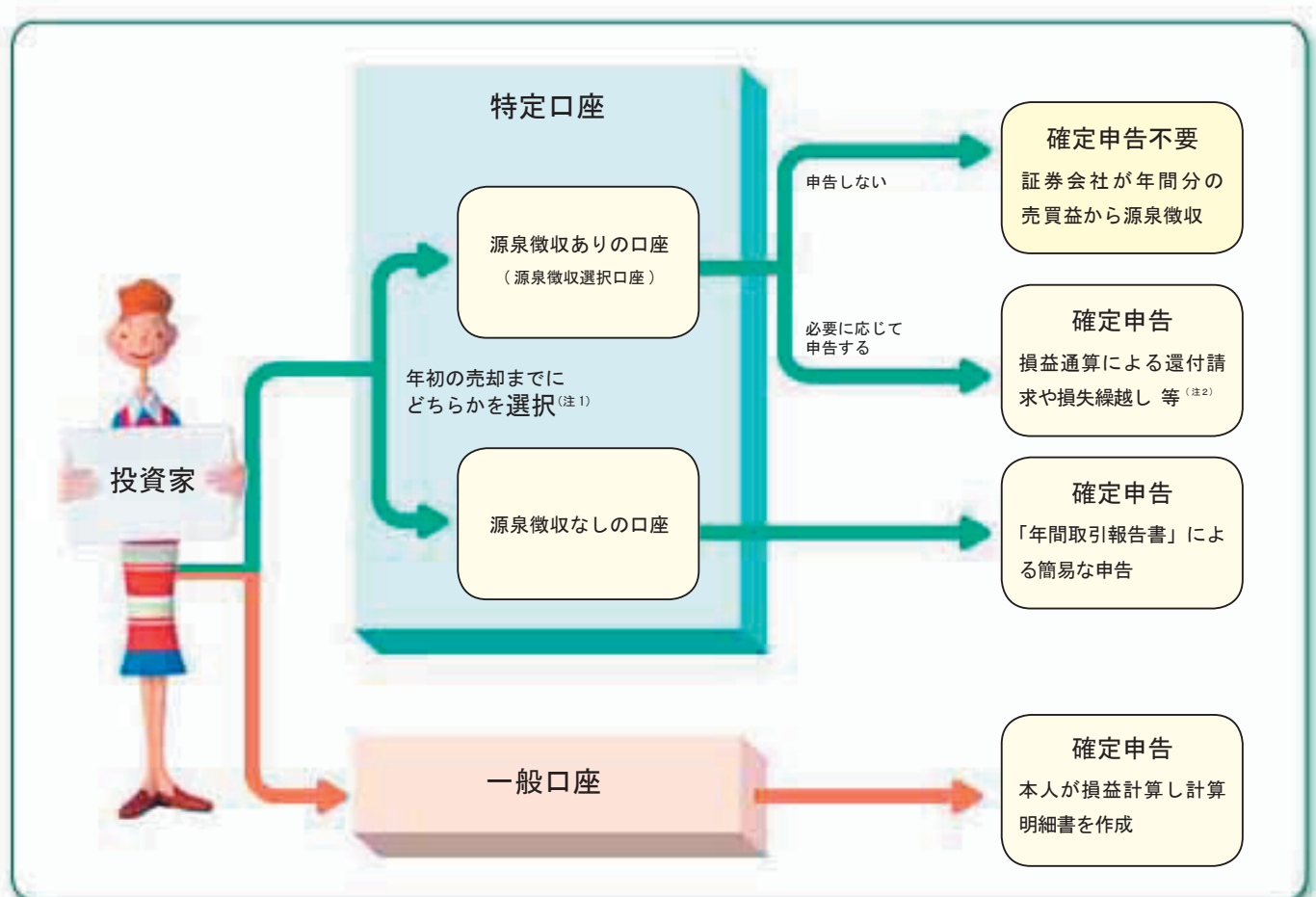
■特定口座のうち、「源泉徴収選択口座」を利用すれば、証券会社が源泉税額を納付することになるため、
投資家は税務署等に申告しなくてもよくなり、預貯金並みの手軽さとなります。

○平成16年以降は、売却のつど、売買損益を通算し、源泉徴収が行われますが、平成15年分については、納め過ぎた源泉税額は、
証券会社を通じて還付されます。

○「源泉徴収選択口座」を利用していても、確定申告をすれば、他の口座で生じた損益との通算や損失の繰越しを行うことができます。

■特定口座のうち、「源泉徴収なし」を選択した場合には、投資家は、証券会社から送られてくる特定口座の
「年間取引報告書」を確定申告書に添付することにより、簡易に申告を行うことができます。

■特定口座のイメージ



(注1) 一度選択された源泉徴収制度の変更は、翌年までできません。

(注2) 複数の特定口座や一般口座で生じた損益との通算や通算に基づく還付請求、損失の繰越しの適用を受ける場合には、確定申告が必要となります。

○住民税(3%)については、平成16年以降の売却分は、確定申告の場合にはその情報をもとに市区町村が納税額を計算、通知し、投資家が納めていただくこととなります。ただし、平成15年売却分については、源泉徴収選択口座の場合であっても市区町村が計算、通知し、納めていただくこととなります。

■特定口座には、いわゆるタンス株も入れられます。

いわゆるタンス株は、平成15年4月1日から平成16年12月31日までの間、下図の確認書類により、特定口座に入れられます。特定口座に入れる際のタンス株の取得日及び取得価額は、証券会社に提出する確認書類により、下図のとおりとなります。

	確認書類	取得日	取得価額
証券会社で取得日及び取得価額が確認できる場合	取引報告書、受渡計算書、証券会社が交付した取得価額証明書、顧客勘定元帳の写し、従業員持株会が発行した書類、取得当時の日記帳 等	確認書類に記載された日	確認書類に記載された金額
証券会社で取得日が確認できる場合	株券(名義書換済)、発行会社又は名義書換代理人が発行した取得日を証明する書類 ^(注)	確認書類に記載された日	確認書類に記載された日の終値
上記以外の場合	なし	平成13年9月30日	平成13年10月1日の終値の80%の金額

(注) 平成15年3月31日までに名義書換がされているものに限りです。

- 投資家は、上図の確認書類のいずれかを選択することができます。
- 取得後、株式分割等が行われた場合には取得価額が調整されます。
- 上図の確認書類により源泉徴収選択口座に入れたタンス株の取得価額等について、その確認書類を投資家が改ざんや偽造などをしたことにより、実際の取得価額等と異なることが判明した場合には、確定申告が必要となる場合があります。

■証券会社から投資家に送付される年間取引報告書(取引内容についての資料)は、源泉徴収選択口座を利用した場合には、証券会社から税務署へは送付されません。

■源泉徴収選択口座を利用すれば、売買益に関係なく配偶者控除が受けられます。

源泉徴収選択口座を利用し、かつ確定申告をしない場合には、売買益は、所得税及び住民税の計算上、合計所得金額に含まれないため、売買益に関係なく配偶者控除などの控除が受けられます。

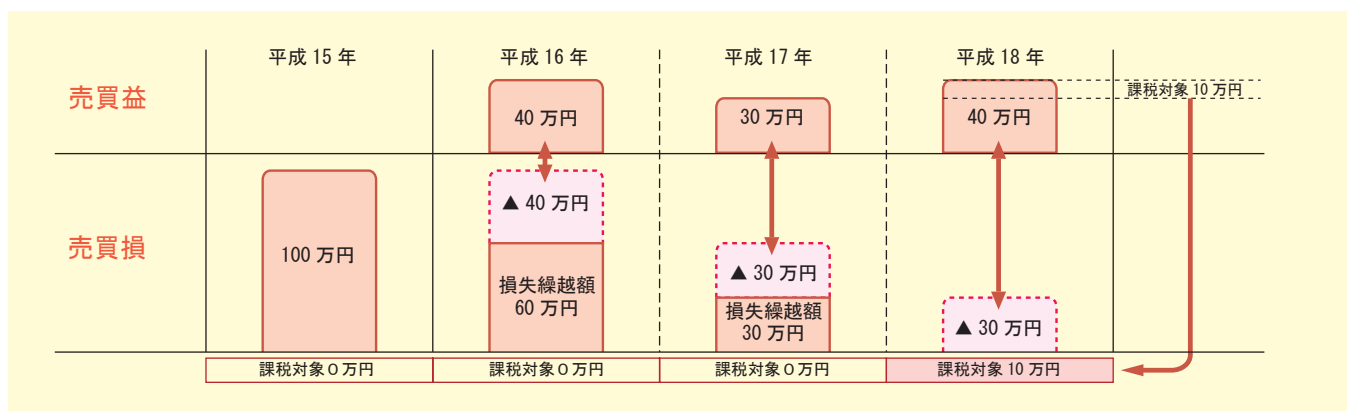
- 上場株式等の売買益について確定申告を行った場合には、所得税及び住民税については、合計所得金額に含まれるため、配偶者控除などの控除金額に影響します。
- 平成15年中の上場株式等の売買益の住民税については、確定申告した場合、配偶者控除などの控除を計算する際の合計所得金額には含まれません。



3. 上場株式等の売買損の繰越し

確定申告を行えば、平成15年1月以降、証券会社を通じた上場株式等の売買損（年間売買損益を通算）は、3年間にわたって各年の株式等の売買益から控除できます。

＜事例＞平成15年に100万円の売買損が発生した場合



○上図の場合、平成15年分から連続して確定申告が必要となります。

4. みなし取得費の特例

一般口座を利用して確定申告を行う場合には、平成13年9月30日以前から引き続き所有している上場株式等について、平成15年1月1日から平成22年12月31日までの間（8年間）に売却する際に、その上場株式等の実際の取得費の金額と平成13年10月1日の終値の80%の金額を比較して、いずれか有利な方を選択できます。

Memo 同一銘柄を複数回にわたって購入した場合の取得費の計算例

株式等の取得費は、その購入金額（購入手数料等を含む）ですが、同一銘柄の株式等を複数回にわたって購入した場合は、総平均法に準じる方法により計算した金額となります。

〔総平均法に準じる方法の計算例〕

平成15年4月に1,000株を300万円、平成15年5月に3,000株を500万円でそれぞれ購入（購入手数料等を含む）した後、2,000株を売却する場合の取得費
 $\Rightarrow (300万円 + 500万円) \div (1,000株 + 3,000株) = 2,000円$ （1株当たりの取得費）
 $2,000円 \times 2,000株$ （売却株数）= 400万円（取得費）

5. 購入額1,000万円までの非課税措置

平成13年11月30日から平成14年12月31日までの間に証券会社を通じて購入した上場株式等を、平成17年から平成19年までの間（3年間）に証券会社を通じて売却した場合、確定申告を行えば、その購入額が1,000万円に達するまでの上場株式等の売買益は非課税になります。

株式の配当金について

1. 上場株式等の配当金に対する税率の軽減

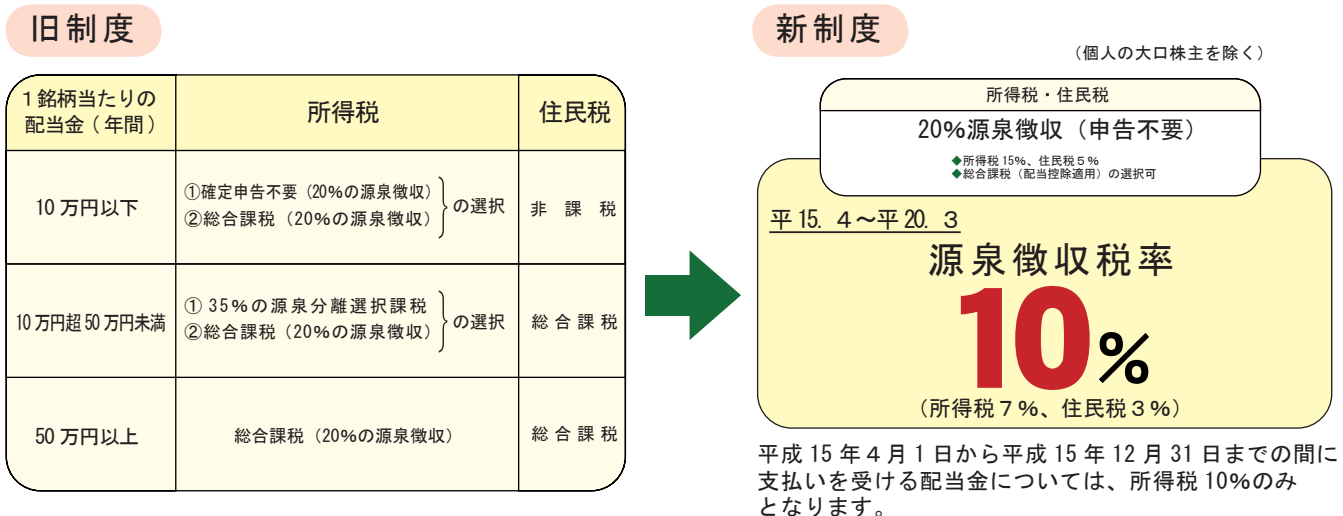
上場株式等の配当金に対する源泉徴収税率は、平成15年4月1日から平成20年3月31日までの間は10%（所得税7%、住民税3%）となり、大幅に軽減されます（平成20年4月1日以降は20%（所得税15%、住民税5%）となります）。これは預貯金の利子に対する源泉徴収税率（税率は20%（所得税15%、住民税5%））の半分です。

○非上場株式の配当金及び個人の大口株主（発行済株式総数の5%以上を所有している大株主）の配当金については、軽減税率の適用はありませんので、ご注意ください。

2. 配当金は源泉徴収のみで申告不要

これまでは、上場株式等の配当金については、下図（旧制度）のとおり、1銘柄当たりの配当金の額によって適用できる制度が異なっていましたが、源泉徴収のみで申告不要となりました。

○非上場株式の配当金及び個人の大口株主の配当金については、従来と変わりません。ただし、住民税は、平成15年1月以降、1銘柄当たり年間10万円以下の配当金について、課税となります。



○確定申告を行えば、これまでどおり総合課税（配当控除の適用あり）が選択できます。

○源泉分離選択課税（税率35%）は、平成15年3月末をもって廃止されました。

株式投資信託の分配金について

1. 分配金に対する税率の軽減

公募株式投資信託の分配金に対する源泉徴収税率は、平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間は10%（所得税7%、住民税3%）と大幅に軽減されます（平成20年4月1日以降は20%（所得税15%、住民税5%）となります）。

また、中途解約時又は償還時の価額と元本との差益についても、分配金として税率が10%に軽減されます。

○公募外国株式投資信託の分配金及び差益についても税率が10%に軽減されます。

○分配金等の額にかかわらず、申告不要となります。ただし、確定申告を行えば、総合課税（配当控除の適用あり）が選択できます。

○対象となる公募株式投資信託には株式組入れ比率などの制限はありません。

2. 解約（償還）損と株式売買益が通算可能

確定申告をすれば、平成16年1月1日以降、中途解約時又は信託期間終了時の価額と元本との差損は、株式売買益と通算が可能になります。

○解約（償還）損の翌年への繰越しはできません。



新証券税制の適用関係

